

平成 10 年度予算編成および税制改正に関する意見

(1997 年 10 月 9 日)

わが国の財政は、平成 9 年度末の国債残高が 250 兆円を超える見込みであり、公債依存度など財政関連指標も主要先進国で最悪の水準にまで悪化している。こうした状況を打開すべく、政府・与党の財政構造改革会議において改革 5 原則が決定され、6 月の最終報告では主要経費の具体的な量的縮減目標が示された。これを受け政府は閣議決定を行い、2003 年度までに赤字国債からの脱却など財政健全化目標の達成を目指すことになった。

しかし、改革はようやく緒についたばかりである。今後とも政治的リーダーシップを発揮するとともに、国民一人ひとりが改革への参画意識を持つことによって、行財政システムの抜本的改革を進め、歳出削減と予算配分の効率化によって財政再建を一刻も早く成し遂げなければならない。

一方、税制に目を転じると、現在、法人所得課税の実効税率は 49.98% と世界的に見ても高水準にある。グローバル化が進展するなか、わが国産業の空洞化を回避し、今後も持続的な経済発展を遂げるためには、国際的に調和のとれた法人税制を確立し、企業の税負担を実質的に軽減することが急務である。

さらに、将来にわたって財政の均衡を維持しつつ、急速な少子高齢化に対応しうる安定した財源を確保するためには、直間比率の是正など税制全般の改革が必要である。法人、個人の所得課税軽減を前提に、消費税および地方消費税について非課税対象の見直しや税率の段階的引き上げを検討すべきである。

このような財政・税制両面の改革により、わが国は 21 世紀において、企業や個人の努力が報われる活力あふれる経済社会を実現する必要がある。当連合会はこのような認識に基づき、平成 10 年度予算編成および税制改正にあたり下記諸点を要望する。

記

1. 来年度の予算編成

(1) 基本方針

2003 年度の財政健全化目標(財政赤字対 GDP 比 3%、赤字国債発行ゼロ)を確実に達成するには、年々の歳出削減額などを定めた年次計画が必要である。こうした年次計画をもとに、今般導入されたキャップ制を有効に活用して予算編成を行うべき

である。また、ウルグアイ・ラウンド対策費のような安易な補正予算の発動は厳に戒めなければならない。

集中改革期間初年度にあたる来年度予算の策定にあたっては、各政策・事業を費用対効果の観点から省庁横断的に、ゼロベースで見直すとともに、不要不急の支出を徹底的に削減して、赤字国債の発行額が今年度を大幅に下回るよう、歳出総額の一層の削減に努める必要がある。

ただ、少子高齢化の進展が避けられない状況のもと、将来の経済活力の維持・向上につながる分野については、重点的な予算配分が必要である。内閣主導で既得利益にとらわれない重点配分が可能な特別枠を拡充して、予算全体にメリハリをつけることが重要である。

(2)重点課題

1. 公共投資

公共事業費総額の削減が避けられない状況のもとで、効率的かつ有効な社会資本整備を進めるため、公共工事に関わる多様な入札・契約制度の導入、積算・施工基準等の規制緩和、受注配分政策の見直しなどによって、各事業のコストを徹底的に削減しなければならない。

公共事業の長期計画についても、単に期間の先延ばしにとどまることなく、緊急度や国民のニーズ、費用対効果の観点から事業間の優先順位を総合的に評価するシステムを確立して、計画そのものの見直しを行う必要がある。

2. 社会保障

公的年金制度については、今後の受益と負担の水準について、世代間格差を是正する方向で思い切った改革を断行すべきであり、私的年金など自助努力部分の拡大といった具体的な方向性を早急に国民に提示し、合意形成を図る必要がある。

また、新たな介護保険制度の導入に際しても、医療・年金を含めた社会保障制度全体の見直しを基本に、良質なサービスを低コストで提供するための創意工夫を行い、国民負担率のさらなる上昇を抑える必要がある。

3. 経済構造改革

今後ともわが国経済を発展させるためには、高コスト構造の是正をはじめ国際的に魅力ある投資環境の整備を進めるとともに、付加価値の高い新産業の創出を図らなければならない。このため、科学技術関係予算を引き続き拡充するほか、高度情報通信基盤や国際ハブ空港を整備・拡充するため重点的な予算配分を行う必要がある。

2. 財政構造改革の断行

財政構造改革会議の最終報告を受けて、現在、財政構造改革法案の取りまとめが行われている。財政構造の本格的な改革に道筋をつける中で、下記諸点に早急に対応されるよう要望する。

(1) 省庁再編と民営化の断行

行政改革会議において中央省庁の組織改革、内閣機能の強化に関する原案がまとめられたが、政府・与党は各方面からの抵抗に妥協することなく、改革を実行し、併せて規制緩和と地方分権を推進することにより、小さく効率的な中央政府を実現すべきである。

その際、国の直轄事業および特殊法人については、民営化を重要な選択肢として検討を進め、存在意義の薄れたものは整理統合ないしは廃止すべきである。

(2) 予算システムの改革

省庁再編を契機に、前年度実績主義に基づく省庁縦割りの予算配分を改め、各省庁が効率化によって節約した額を次年度予算の優先施策に活用できるメリット型予算のような、行政に歳出削減のインセンティブを付与する制度を導入すべきである。

また、歳出効率化のため、減価償却など企業会計の考え方を取り入れ、将来発生する費用にも対応できる予算システム、あるいは長期間の予算措置が必要な事業に計画性を持って対応できるような多年度予算の導入を検討すべきである。

(3) 財政投融资制度の改革

財政投融资制度は、これまで一般会計予算の補完的役割を果たし、国民生活の向上に寄与してきたが、今やフロー面で一般歳出を上回る規模に肥大化し、民間との競合や財政規律の緩みが深刻な問題になっている。

財政投融资の規模を必要最小限に縮小し、透明性を高めることを基本に、郵貯や年金資金の入口から資金運用部を経て出口の財投機関に至る制度と運営を全面的に見直すべきである。財投機関については民間で代替可能な機能については積極的に民営化を進める必要がある。

(4) 説明責任の遂行とチェック機能の強化

各事業・施策を進める際、国民ニーズへの適合性や費用対効果を説明する責任(アカウントビリティ)を行政に課すほか、複雑かつ難解な財政情報のディスクロージ

ヤー方法を国民に分かりやすい形に改め、国民が行政や財政に強い関心をもてるようにすべきである。

また、会計検査院や行政監察局のチェック機能を強化するとともに、国会の決算委員会については、指摘事項が後年度予算に反映できるような方策を検討すべきである。

3. 来年度の税制改正

財政構造改革を進める一方で、民間経済の活力を回復させ、厳しい国際競争を勝ち抜ける産業構造をつくることがわが国の緊急の課題である。高コストの一因になっている法人所得課税をグローバル・スタンダードに合わせるとともに、国内産業の活性化を税制面で支援するという観点から、来年度税制改正においては特に次の2点を要望する。

(1) 法人所得課税の実質的軽減

1. 法人税率の引き下げ

法人所得課税の税率については、主要先進国の税制との整合性を確保する観点から、実効税率を現行の49.98%から40%程度に引き下げるべきである。このため、来年度から法人税の基本税率(現行37.5%)を少なくとも5%幅引き下げるとともに、2年後には実効税率の10%引き下げを実現できるよう基本方針を来年度税制改正において法定すべきである。

2. 課税ベースの見直し

法人所得課税の課税ベースについては、引当金制度、減価償却制度、租税特別措置などをグローバル・スタンダードとの整合性、構造変化への対応、企業財務の健全性の確保といった視点から多面的に見直す必要がある。しかし、課税ベースの拡大を優先し、税込中立の範囲内でのみ税率を引き下げるといった考え方は断じて容認できない。法人所得課税は表面税率を引き下げると同時に、企業の負担を実質的に軽減することが重要である。

(2) 法人関連税制の改正

1. 連結納税制度の導入、企業分割税制の整備

柔軟な企業経営を可能にするため持株会社が原則解禁されたが、企業の分社化経営が企業にとって不利な選択にならぬよう、国際的な整合性確保の観点から、連結納税制度の早期導入および企業分割税制の整備を図るべきである。

2. ストックオプションに係る税制の見直し

ストックオプションが解禁され、経営体質の改善や企業活力の増大につながる手法として期待されている。この制度に係る税制については、諸外国との整合性を確保し、導入の効果をより大きくするため、権利行使時には課税せず、売却益への課税に一本化すべきである。

3. ベンチャー投資・研究開発促進税制の充実

新産業の創出につながるベンチャー投資や科学技術立国に向けた研究開発の重要性はますます高まっている。これらが引き続き活発化するよう、税額控除など税制上のインセンティブを主要先進諸国並みに充実していく必要がある。

4. 地価税および土地譲渡益重課制度の廃止

地価税や土地譲渡益重課制度は、異常な地価高騰を背景に導入されたが、地価が大幅に下落した現在、存在意義を失っていることは明らかであり、これらは早急に廃止すべきである。

5. 不動産取得税、登録免許税の縮減

不動産取得税、登録免許税は、土地利用あるいは不動産の流動化を促進するために、その縮減を図ることが求められる。

6. 有価証券取引税、取引所税の縮減・廃止

わが国金融資本市場の取引コストが諸外国の市場に比して割高であることは否めず、投資家から敬遠されかねない状況にある。その一因となっている有価証券取引税、取引所税を縮減、廃止する必要がある。

7. 企業年金税制の見直し

企業年金税制では、給付時課税が諸外国で一般化しているが、わが国は積立金自体に特別法人税、特別法人住民税が課税されるため、年金基金の圧迫を招いている。企業年金は高齢社会を支える重要な基金であり、これら特別税を早期に撤廃すべきである。

4. 今後の税制改革

少子高齢化が進展する 21 世紀において、分権型の活力あふれる経済社会を実現する観点から、今後の税制について特に下記 2 点の早期実現を要望する。

(1) 分権型社会に対応する地方税制

1. 安定した税収構造への移行

地方においても直間比率の是正が不可欠であり、地方消費税率の段階的な引き上げを図る一方、住民税や法人事業税を縮減し、安定した税収構造へ移

行すべきである。これら税制改革について住民の理解を得るため、地方行革の断行が不可欠である。

2. 固定資産税・都市計画税制の見直し

固定資産税は、地価の下落や土地利用による収益の低迷が続くなか、税負担のみが増大することのないようにする必要がある。

また、都市計画税は本来、都市計画事業や土地区画整理事業などに資するものであるにも拘らず、事実上一般財源化されていることは否めず、自治体による課税と事業の関連性を明確化していく必要がある。

3. 自治体の課税自主権の強化

各々の自治体が魅力と活力にあふれた特徴ある地域づくりを進めていくためには、住民ニーズに基づいて、自治体が歳出と財源のあり方を自主的かつ責任を持って決定できるようにする必要がある。このため、現在の交付税・補助金を段階的に縮小・廃止する一方、地方税の税目・税率について自治体に大幅な選択の自由を与える方向で、国と地方を通じる税体系を変革していく必要がある。

(2) **少子高齢社会に対応する個人所得税制**

1. 少子化対策税制

少子化への対応の一つとして、育児に伴う経済的負担を軽減する必要がある。税制面の措置として、具体的には、子供の教育費に関する所得控除や3人目以降の子供に対する扶養控除の拡大などが考えられる。

2. 公平に負担する所得税制への改革

個人の努力が報われ、公平に負担する所得税制へ向けて、所得税、住民税の合計最高税率は、現行の65%から少なくとも50%まで引き下げ一方、世界的に見ても高い課税最低限を引き下げるべきである。

また、所得捕捉の不公平から生ずる税負担の格差は、国民の税意識を歪める大きな要因になっている。このような事態を抜本的に改善するためには納税者番号制度の導入が不可欠である。プライバシーの保護に十分な措置を講じたうえで本制度を速やかに導入すべきである。

以上